

第70回全国植樹祭7周年記念イベント企画運營業務仕様書

1 目的

2019年6月に愛知県森林公園において、天皇皇后両陛下をお招きして開催した第70回全国植樹祭から7周年を迎えるにあたり、記念イベントを開催し、同植樹祭の開催理念を将来にわたって継承していくことを目的とする。

<第70回全国植樹祭・開催理念>

私たちは、「木材の利用」を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力ある「森林づくり」と「都市づくり」を進めていきます。

2 業務名

全国植樹祭7周年記念イベント企画運營業務

3 業務の履行期間

契約締結日から2027年1月20日まで

4 業務の概要

第70回全国植樹祭7周年記念イベントの開催

(1) 開催日時

2026年11月28日(土) ※午後3時間程度を想定

(2) 場所

愛知県森林公園植物園内 広芝生 (尾張旭市大字新居5182-1)

(3) 内容

第70回全国植樹祭の開催理念を継承するため、開催理念の趣旨にあった記念イベントを開催する。

本イベントでは、お野立所を活用したステージイベントを行うとともに、広芝生等において、森林・林業、緑化、木材利用等に関するブース出展・展示等を行う。

(4) 想定参加人数

1,500人

(5) ステージイベント

ア 県内の児童・生徒等とその家族が楽しめる着ぐるみ等のステージショーを行う。

イ また、あわせてステージでは、木材利用等に関する各種知事表彰を行う。

(6) ブース出展等

ア 出展ブース(10店程度、これを超えるブース数も可)及び木製遊具等展示物は、第70回全国植樹祭の開催理念と親和性のある内容を主とし、その他参加体験型ブースなど、来場した子どもから大人までが楽しむことのできるブースエリアを企画し、運営すること。

イ 木製品の展示等を行う場合は、あいち認証材を利用した製品等の展示に努めること。

[あいち認証材：愛知県産材認証機構が認定した認定事業者が扱う、愛知県内で産出されかつ合法的に伐採された木材及びこれを使用した製品のこと]

(7) その他

ア 森林公園の駐車場のみでは不足することが見込まれる場合は、会場まで徒歩で行くことができる臨時駐車場を設け、必要な人員を配置すること。

イ 知事・来賓等の車両を駐車場から会場まで誘導すること。

5 業務委託内容

(1) 実施計画案の作成

受託者は、具体的な実施内容を企画・検討し、次の事項に係る実施計画案を作成し、委託者と協議する。

ア イベントの内容

イ 実施スケジュール

ウ 広報の方法

エ 業務実施体制

オ 安全対策

カ 業務実施にあたっての環境配慮事項

(2) 業務計画書の作成

受託者は、実施計画案について委託者の了承のうえ、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得て、業務を実施すること。

(3) 第70回全国植樹祭7周年記念イベントの開催

ア 準備業務

業務計画書に基づき、次の事項に係る準備業務を行う。

(ア) 実施内容の決定

(イ) ステージイベント(着ぐるみショー)等の出演調整

(ウ) ブース出展・木製品等展示の募集

(エ) 出展者説明会の開催

(オ) イベント広報(多数の県民参加が得られるよう SNS の活用やポスター及びチラシの作成・配布をするなど、効果的な周知を行うこと。)

(カ) 集客コンテンツの企画提案(ステージイベント、出展・展示等、来場者数増加につながるもの)

(キ) 会場の使用や運営・撤去等に係る調整

(ク) スタッフ等の確保・手配

(ケ) スタッフ等に対する必要な事前研修・打合せ

(コ) 傷害保険の加入手続き及び保険料の支払い

(サ) 雨天時の対応

(シ) 緊急連絡網の作成

開催日に地震・暴風警報等が発令された場合の取扱いについて定め、これを関

係者に連絡する方法を整えること。

(ス) 上記のほか、実施に必要な準備

イ 設営・撤去業務

会場設営準備、機材の設置、それに付随する業務の実施並びに終了後の撤去を適正に行うため、次の業務を行う。

(ア) 実施日程、時間帯の調整

(イ) 会場・施設等の構造、形状を損なわないように養生を行うこと。

万が一会場・施設等を損傷した場合は、受託者の責任において原形復旧すること。(損傷のおそれが見込まれる箇所については、損傷発生の事由が当該イベントに起因するものかどうか判断するため、あらかじめ、イベント実施前に施設管理者とともに現地を確認しておくこと。現地確認時には使用前の現地写真を撮影しておくこと。)

(ウ) 案内表示等の作成、設置及び撤去

(エ) 資機材等の一切の準備及び手配

(オ) 資機材等の搬出入に当たり、スタッフの配置、必要な安全対策等

(カ) 終了後の清掃業務

当初通りに原状回復し、発生したゴミ等は、受託者が持ち帰る等、受託者の責任において行うこと。

(キ) 上記のほか、業務実施に必要な設営・撤去等

ウ イベントの運営業務

業務計画書に基づき、イベント当日の運営業務を行う。

(4) 業務委託記録作成業務

業務終了後、実施状況や運営状況等について、記録写真、イベントの参加状況、メディア等の取材状況等も含め、実施内容がわかる業務報告書を次のとおり作成し、委託者へ提供する。

ア 紙媒体 1部

イ アに係る電子データ 1式 (CD-ROM等の汎用的記録媒体で提出)

(5) その他業務実施に係る事項

ア 業務実施に必要な費用の支払い

イ 上記のほか、業務実施に必要な事項

6 その他留意すべき事項

(1) 本業務は、企画競争型随意契約のため、提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。

(2) 企画提案した事項に係る企画、調整、準備、施工、管理運営、撤去、資料作成及びその他それを遂行する上で必要なものの費用は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。

(3) 来場者に対して有料エリアである植物園入園料を無料とするため、イベント終了後に来場者数分の植物園入園料 (大人1名 220円/中学生以下無料) を会場管理者に払うこと。また、その費用も契約に含むものとし、受託者が負担すること。

- (4) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者1名を選任し、業務実施方法、進捗状況の確認等、本業務の円滑な実施のために、委託者と定期的に連絡調整を行うこと。
- (5) 受託者は、運営に際し、会場に責任者を配置し、委託者や会場管理者、他のイベント関係機関との連携・調整を行うこと。
また、会場設営及び使用方法については、会場の使用に関する規則を遵守すること。
- (6) 安全管理に十分に配慮し、事故の未然防止に努めるとともに、事故等が発生した場合には、責任の所在を明確にし、事故報告書を速やかに委託者に提出すること。
- (7) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下、同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理すること。
- (8) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。
- (9) 委託者が、県の森林・林業施策を推進するため、会場でのパネルやポスターの掲示、来場者へのパンフレット等の配布等を指示した場合には、受託者はこれを行うこと。
- (10) 受託者は、本業務の実施に必要なパンフレット、チラシ等の作成に当たっては、間伐材パルプ利用割合が20%以上ある用紙の優先利用に努めるものとする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- (12) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (13) 本業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。